

第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

中小企業等事業再構築促進事業（事業転換等の補助金）

1 事業概要

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援する。（要件）

- (1) 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- (2) 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- (3) 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

2 補助額・補助率

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2（4,000万円超は1/3）
グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

*グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。
①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3.の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

3 補助対象の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外

4 申請について

4月15日（木） 申請受付開始予定（電子申請）

※GBizIDプライムは、発行まで申請後3週間以上かかります。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請/切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

【問い合わせ先】 事業再構築補助金事務局コールセンター

<ナビダイヤル> 0570-012-088 9:00～18:00

国の補助金（設備投資、販路開拓、IT 導入）

1 ものづくり補助金 【設備投資】

詳しくは P34

- 事業概要
新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援するもの
- 補助額・内容等

事業類型	概要	補助上限	補助率
一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。（通常枠）	1,000 万円	中小 1/2 小規模 2/3
	新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を支援。（低感染リスク型ビジネス枠）※	1,000 万円	2/3

※物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発

（例 AI・IoT 等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等）

2 小規模事業者持続化補助金 【販路開拓】

詳しくは P35

- 事業概要
小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援するもの
- 補助額・内容等

申請枠	補助額（補助率）	補助対象
一般型	上限 50 万円（2/3）	店舗舗の改装、チラシの作成、広告掲載など
低感染リスク型 ビジネス枠 （※）	上限 100 万円（3/4）	ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。

（※）感染防止対策費は補助対象経費のうち 1/4（または 1/2）を上限に支援。

3 IT 導入補助金 【IT 導入】

詳しくは P35

- 事業概要
バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がる IT ツールの導入を支援するもの
- 補助額・内容等

事業類型	通常枠		低感染リスク型ビジネス枠	
	A 類型	B 類型	C 類型 （低感染リスク型ビジネス類型）	D 類型 （テレワーク対応類型）
補助 下限額・ 上限額	30 万～ 150 万円 未満	150 万～ 450 万円	30 万～ 450 万円	30 万～ 150 万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加え PC・タブレット等の レンタル費用が対象	

上記内容は、令和 3 年 4 月 1 日時点の情報です。公募の変更等の可能性がございますので、申請スケジュール等の詳細については、下記の中小企業庁 HP もしくはお問い合わせ先までご確認ください。

【中小企業庁 HP】 <https://www.chusho.meti.go.jp/index.html>（TEL 中小企業庁：03-3501-1511）

第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

新型コロナウイルス感染症に係る北九州中小企業融資制度による資金繰り支援

景気対応資金

北九州市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して資金繰り支援を行っています。

対象者	危機関連保証又はセーフティネット保証4号の認定を受けた方
融資限度額	8千万円（危機関連保証は別枠8千万円）
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	0.9%（セーフティネット保証4号は1.2%）
保証料率	0% 市が0.8%分全額負担

対象者	セーフティネット保証5号の認定を受けた方
融資限度額	8千万円
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.3%
保証料率	0.6% 市が0.1%分負担

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

新型コロナウイルス感染症に係る福岡県制度融資による資金繰り支援事業

緊急経済対策資金

県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して資金繰り支援を行っています。

対象者	市町村にて危機関連保証又はセーフティネット保証4号の認定を受けた方
融資限度額	1億円（危機関連保証は別枠1億円）
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.3%
保証料率	0% 県が0.8%分全額負担

対象者	市町村にてセーフティネット保証5号認定を受けた方
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.3%
保証料率	0.7%

【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課金融係 TEL 092-643-3424 FAX 092-643-3427

危機関連保証及びセーフティネット保証4号・5号 (中小企業信用保険法第2条第5項、6項)について

経営状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村での認定が必要です。

ご利用にあたっては、本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所の所在地）等の市町村にて認定手続きを行ってください。

新型コロナウイルスに関連する危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号について、主な認定要件と必要書類等は次のとおりです。（必要書類は変更することもありますので、最新の情報をホームページ等でご確認ください）

	危機関連保証	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
認定要件	<p>以下の①②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること ②認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月に比べ15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少することが見込まれること</p>	<p>以下①②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ②指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べ20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比べ20%以上減少することが見込まれること</p>	<p>以下①②③のいずれかを満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定業種だけを営んでおり、最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少していること ②売り上げに占める割合が最も高い業種が指定業種であり、最近3か月のこの業種の売上高等と、企業全体の売上高等が、前年同期に比べ5%以上減少していること ③指定業種を一つ以上営んでおり、指定業種の最近3か月の売上高等の前年同期からの減少額等が、前年同期の企業全体の売上高等の5%以上であり、さらに、企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少していること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※直近1か月の売上高等とその後の2か月間の売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも認定可能な運用緩和を行っています。</p> </div>
主な必要書類等	<p>①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得稅確定申告書控全部の写しなど ④試算表・売上元帳など（最近1か月分と前年同期分の合計2か月分+最近1か月後の2か月の前年同期分の合計2か月分） ⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>	<p>①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得稅確定申告書控全部の写しなど ④試算表・売上元帳など（最近1か月分と前年同期分の合計2か月分+最近1か月後の2か月の前年同期分の合計2か月分） ⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>	<p>①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得稅確定申告書控全部の写し、許認可が必要な業種の場合はすべての許認可証の写しなど ④試算表・売上元帳など（最近3か月分と前年の同期分の合計6か月分。運用緩和の場合、対応する月分） ⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※金融機関の方が代理申請される場合は、委任状（任意様式）が必要です</p> </div>			

※上記の他、前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方向けの認定基準の運用緩和や、「最近1ヶ月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「最近6ヶ月平均」の売上高の対前年同期を比較する売上減少要件の緩和が可能な場合があります。

詳細は、北九州市ホームページをご覧ください。(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00136.html)

北九州市 危機関連保証

検索

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

日本政策金融公庫の貸付について

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業を支援します。

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 ① 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること、または同様の状況にあること ② 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：6億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：8,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率 ただし、3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は5年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は5年以内）
担保条件	無担保
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

（注）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。

2 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）

新型コロナウイルス感染症の深刻な影響により、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金性資金を供給する制度です。

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかに当てはまる方に限る ① J-Startup プログラムに選定された方、または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けて事業の成長を図る方 ② 中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う方 ③ ①②に該当しない方で、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方																								
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：7,200万円																								
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：ご融資後3年間は0.50%（3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、下記2区分の利率が適用） <table border="1"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>期間5年1ヵ月</th> <th>期間10年</th> <th>期間20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> 日本政策金融公庫（国民生活事業）：ご融資後3年間は1.05%（3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、下記2区分の利率が適用） <table border="1"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>期間5年1ヵ月</th> <th>期間10年</th> <th>期間20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>3.40%</td> <td>3.40%</td> <td>4.80%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>1.05%</td> <td>1.05%</td> <td>1.05%</td> </tr> </tbody> </table>	税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年	0円以上	2.60%	2.60%	2.95%	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年	0円以上	3.40%	3.40%	4.80%	0円未満	1.05%	1.05%	1.05%
税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年																						
0円以上	2.60%	2.60%	2.95%																						
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%																						
税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年																						
0円以上	3.40%	3.40%	4.80%																						
0円未満	1.05%	1.05%	1.05%																						
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業）：5年1ヵ月、10年、20年のいずれか（期限一括償還） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：5年1ヵ月、10年、20年のいずれか（期限一括償還）																								
担保条件	無担保																								
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業																								

雇用関連の助成金

1 雇用調整助成金（コロナ特例）

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

<助成率> 中小企業なら最大10/10（解雇等を行わない場合）

※助成率は、企業規模・雇用条件等で変動

<助成額> 日額上限：（1日1人あたり）15,000円

<特例期間> 令和3年4月末まで

<申請期限> 「支給対象期間」の最終日の翌日から2か月以内

【問い合わせ先】

福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 TEL 092-402-0537

北九州雇用調整助成金臨時窓口 TEL 093-616-0860

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対し、労働者の申請により、休業前賃金の8割を、休業実績に応じて支給するものです。また、事業主による申請も可能です。

<支給額> 休業前の1日あたりの平均賃金の80%

※大企業のシフト労働者等は令和2年4月1日～6月30日までの休業については60%
日額上限：（1人1日あたり）11,000円

<申請期限> 令和3年7月31日

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276

※上記1及び2の内容は、令和3年4月1日時点の内容です。

最新情報については、下記ホームページ（厚生労働省）をご覧ください。

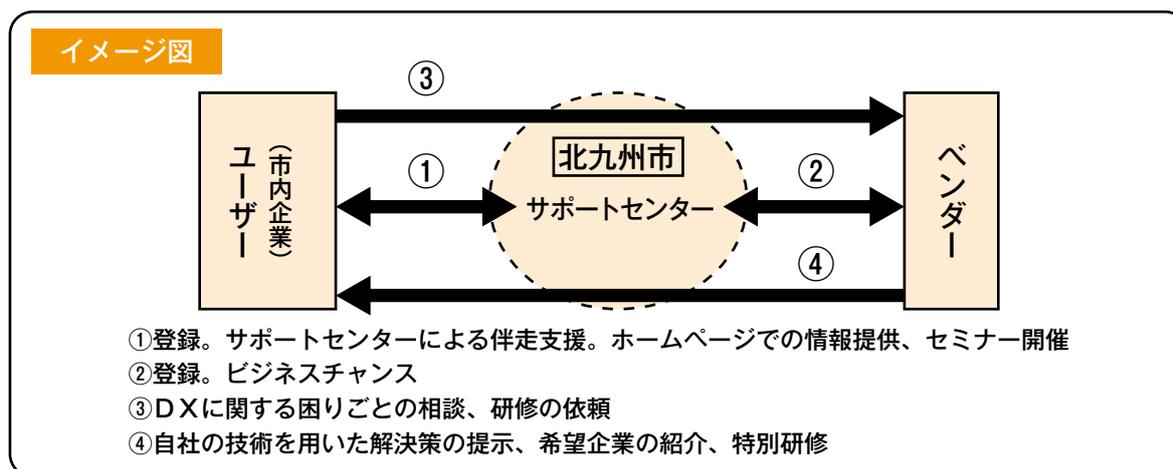
⇒ <https://www.mhlw.go.jp/>

第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

1 北九州市 DX 推進プラットフォーム（URL <https://ktq-dx-platform.jp/>）

デジタル化やデータ活用等を提案できるベンダー企業と活用を検討する市内ユーザー企業をつなぐプラットフォームにて、課題解決のための伴走支援や、セミナーや研修による人材育成など、デジタル化に向けた様々な取組を実施しています。



2 DX 推進成長支援モデル事業補助金

申請企業の課題を踏まえ、その解決策としてDXを推進するにあたり、それら各種取組みに係る経費を広く補助します。

(1) 交付の対象者

市内に事業所（本社、支店、工場等）を有する中小企業者

(2) 補助対象経費

経費区分	内容
人材育成・教育経費	講座受講費、専門家招聘経費、先進事例視察経費
製品・サービス開発経費	製品・サービス開発経費（リモートメンテナンスの開発など）
システム導入経費	システム導入に係る検討経費、試行経費、導入経費
環境整備経費	テレワーク・非対面ビジネス（営業）・工場のデジタル化などの実現に向けたデジタル環境整備に係る検討経費、試行経費、整備経費
上記に伴う付帯経費	上記に伴う付帯経費
その他	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費

(3) 補助率

補助対象経費の2/3 上限200万円 ※令和2年度採択者については上限150万円

(4) 公募期間

令和3年5月頃予定

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 緊急経済対策室 TEL 093-582-2299 FAX 093-591-2566
北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

経営等に関する相談窓口

中小企業総合相談窓口（北九州市）

中小企業の皆様が抱える幅広い悩みに総合的に応える相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務、労務、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、事業承継、会社設立、省エネ、ISO、海外取引、IoT、DX、新事業創出 など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（税理士・司法書士・弁護士・金融相談員等）が対応します。 * 日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認下さい。
対応する 専 門 家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります。）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です） TEL 093-873-1430

[詳しくはP1](#)

【問い合わせ先】

（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450